

贈収賄防止に関する方針

1.贈収賄行為の禁止

何人に対しても、直接的・間接的に行うかを問わず、賄賂の申し出、約束、供与をせず、または賄賂の受領もしないこと。

2.贈収賄法規制と贈収賄防止のためのポリシーの理解および遵守

贈収賄法規制及び贈収賄防止のためのポリシーを十分に理解し、遵守すること。

3.適切な承認手続と事後確認手続

公務員等に対し、公私の別を問わず、原則として接待や贈答を行わないこと。但し、社会通念に照らして、常識的な範囲内で例外的に行う場合、適切な承認手続に則って行い、かつ適切な事後確認を実施すること。

4.健全な取引関係の構築

適法かつ疑義のない取引相手のみと事業を遂行するとともに、これらの者との契約書に贈収賄を禁止する旨の条項を導入すること。

5.定期的な見直しおよび改善

定期的に贈収賄リスクを評価するとともに、贈収賄防止のためのポリシーおよび統制を見直して、必要に応じて改訂・改善を実施すること。

6.速やかな報告

株式会社西山の役職員および取引相手のいずれかが、贈収賄法規制や贈収賄防止のためのポリシーに違反している疑いがある場合は、適時適切な処置を可能とするために、速やかに報告すること。